

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改

正する規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十五号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の見出し中「第四十条の十六の十」を「第四十条の十六の七」に改め、同条中「第四十条の十六の十第二項」を「第四十条の十六の七第二項」に改める。

第八十九条中「第四十条の十六の十第一項」を「第四十条の十六の七第一項」に、

「法第七十三条の二十七の第二第三項、法第七十三条の二十七の第三第三項、法第七十三

条の二十七の四第二項、第四項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項、法第七十三

条の二十七の五第三項、法第七十三條の二十七の六第二項、法第七十三條の二十七の

七第三項、法第七十三條の二十七の八第二項又は法第七十三條の二十七の九第二項」を

「又は法第七十三條の二十七の第二第三項、法第七十三條の二十七の第三第三項(法第七十

三条の二十七の四第二項及び法第七十三條の二十七の六第二項において準用する場合を

含む。)若しくは法第七十三條の二十七の五第三項において準用する法第七十三條の二

十六第一項」に改める。

第九十四条を削り、第二章第四節中第九十三条を第九十四条とし、同条の前に次の一

条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料処分)

第九十三条 地方振興局長は、条例第四十一条の九の二の規定によつてたばこ税の申告納税者のうち過料を科すべき者があるときは、その事由を明示し知事に申請しなければならぬ。

2 知事は、前項の申請により過料処分を付すべき旨を決定したときは、過料を科する者に対し過料処分決定書を発し、及び地方振興局長にその旨を通知する。

3 地方振興局長は、前項の通知を受けたときは、直ちに納入通知書を発し過料を徴収しななければならない。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告等に関する過料処分)

第九十三条の二 地方振興局長は、条例第五十二条の二の規定によつて自動車取得税の納税義務者のうち過料を科すべき者があるときは、その事由を明示し知事に申請しななければならない。

2 知事は、前項の申請により過料処分を付すべき旨を決定したときは、過料を科する者に対し過料処分決定書を発し、及び地方振興局長にその旨を通知する。

3 地方振興局長は、前項の通知を受けたときは、直ちに納入通知書を発し過料を徴収しななければならない。

第九十四条の四の四「第六十九条第六項」を「第六十九条第七項」に改める。

第九十四条の五中「第六十九条第九項」を「第六十九条第十項」に改める。

第九十四条の六「第七十八条」の下に「又は第八十条」を加える。

第九十四条の七「附則第十條の二の七第二項」を「附則第十條の二の九第二項」に改め、同項第一号中「附則第十條の二の七第一項第一号」を「附則第十條の二の九第一項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十條の二の七第一項第四号」を「附則第十條の二の九第一項第四号」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 条例附則第九條の七第三項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例附則第九條の七第一項の規定に該当する場合には、同項に規定する対象区域内家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

二 条例附則第九條の七第二項の規定に該当する場合には、同項に規定する対象土地の所在、地番、地目、地積及び価格

三 その他地方振興局長が必要と認める事項

第九十号様式(その一)及び(その二)中「第40条の16の10第2項」を「第40条の16の7第2項」に改め、同様式(その三)を削り、同様式(その三)中「第40条の16の10第2項」を「第40条の16の7第2項」に改め、同様式(その三)を同様式(その三)とし、同様式(その三)及び(その四)を削り、同様式(その五)を同様式(その四)とし、同様式(その六)中「第40条の16の10第2項」を「第40条の16の7第2項」に、「土地改良区等の」を「土地改良区」に、「当該土地改良区」を「当該土地改良区」に、「土地改良区所在地」を「土地改良区所在地」に改め、同様式(その六)

を同様式(その五)とし、同様式(その七)及び(その八)を削る。
 第九十一号様式(その一)及び(その二)中「第40条の16の10第4項」を「第40条の16の7第4項」に改め、同様式(その三)を削り、同様式(その三の二)中「第40条の16の10第4項」を「第40条の16の7第4項」に改め、同様式(その三の二)を同様式(その三)とし、同様式(その三の三)及び(その四)を削り、同様式(その五)中「第40条の16の10第4項」を「第40条の16の7第4項」に改め、同様式(その四)と「同様式(その五)を同様式(その四)とし、同様式(その六)中「第40条の16の10第4項」を「第40条の16の7第4項」に改め、同様式(その六)中「土地改良区等の」を「土地改良区の」に、「当該土地改良区等」を「当該土地改良区」に、「土地改良区等所在地」を「土地改良区所在地」に改め、同様式(その六)を同様式(その五)とし、同様式(その七)及び(その八)を削る。
 第九十二号様式中「(第93条四項)」を「(第94条四項)」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税条例施行規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書は、改正後の福島県税条例施行規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書とみなす。

(税 務 課)

福島県規則第七十六号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の表福島県スポーツ振興審議会の項を削り、別表第三の二の表福島県生涯学習審議会の項の次に次のように加える。

福島県スポーツ推進審議会 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	企画調整部文化スポーツ局 スポーツ課
---	-----------------------

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(行政経営課)